

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	特定非営利活動促進法所轄庁事務補助業務
発 注 課	市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課
選 定 事 業 者	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
当該業務は、法に基づく所轄庁事務に係る業務であることから、窓口対応に高い専門知識を持つ人材を確保することが求められる。そして、札幌市特定非営利活動促進法施行細則により、縦覧等は市民活動サポートセンターにおいて行うことと規定されており、同センター内に縦覧等を行うためのスペースと縦覧等に供する書類（電磁的記録）の管理体制を確保する必要がある。 本業務における閲覧書類のPDF化については、令和3年6月9日の改正法施行により、所轄庁におけるNPO法人の書類の縦覧等の対象から個人の住所の記載を除外する必要がある、縦覧等に供するにあたり、該当部分の確認及びマスキングを行うため、上記業務と一体的に行う必要がある。 選定事業者は、現在、指定管理者として市民活動サポートセンターの管理業務を行っている。令和4年度も同業務を行うため、法及び市民活動について豊富な知識を有し、縦覧等に供する書類の管理についても対応が可能な唯一の者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約としたい。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和4年3月15日